

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		障害児入所施設、児童発達支援センターの休、廃止の承認
根拠条例・規則名		児童福祉法
条 項		第35条第12項
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害政策課 (電話：048-829-1309)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	障害児施設の休止、廃止については、児童福祉法施行規則第38条に規定する事項(廃止又は休止の理由、入所させている者の処置、廃止しようとする者にあつては廃止の期日及び財産の処分、休止しようとする者にあつては休止の予定期間)をその事案ごとに妥当か否かを個々に検討し、判断する。
	設定等年月日	平成19年6月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	前もって想定して基準を設定することができるものではないため、処理期間は設けていない。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		